

議案第24号

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

学校教育法の改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年二  
宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>